

第9章 自然環境の保全

昭和47年に「自然環境保全法」が制定され、これを基として、自然環境保全の確立を図る法令及び行政機関の整備が進められました。人間生活と調和のとれた自然環境の保全・創出を図るため、自然環境の保全、野生生物の保護、自然公園の保護管理及び施設整備に関する事業等を行っています。また、生物多様性を保全し、自然環境共生社会を実現するための本県の基本計画である生物多様性おきなわ戦略を策定し、同戦略に掲げる各施策に関する取組を行っています。

第1節 生物多様性おきなわ戦略の推進【自然保護課】

本県は我が国では稀な亜熱帯海洋性気候にあり、亜熱帯照葉樹林の森やマングローブの干潟、サンゴ礁など多様な生態系があり、私たちは先人の代からこれらの生態系から様々な恵み（生態系サービス）を受けて暮らしてきました。

私たちが、今後も将来の世代にわたって生態系からの恵みを受けていくためには、その源となる生物多様性の保全が不可欠であり、そのためには沖縄の生物多様性を保全し、持続可能な方法で利用していくことが重要なテーマとなっています。

そのため、県では、本県における生物多様性に関する課題を踏まえ、生物多様性を保全・維持し、回復して次世代に繋げ、自然との「つながり」と自然からの「恵み」を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現していくための基本的な計画として平成25年3月に「生物多様性おきなわ戦略」を策定しました。

生物多様性おきなわ戦略に基づく取組

生物多様性おきなわ戦略で掲げる5つの基本施策に基づき、行動計画として計118の取組を掲げており、各生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて取組んでいます。

【5つの基本施策】

- (1) 生物多様性の損失を止める
- (2) 生物多様性を保全・維持し、回復する
- (3) 自然からの恵みを賢明に利用する
- (4) 生物多様性に対する認識を向上させる
- (5) 生物多様性の保全に関する取組に県民の参加を促す

第2節 自然環境の保全【自然保護課、観光振興課】

本県は、亜熱帯海洋性気候の下、数多くの島々から成っています。沿岸海域に発達した広大なサンゴ礁、陸域の風衝性の景観に象徴されるように、本県の自然環境の大きな特質はその海洋性にあります。

また、琉球列島の島々が日本列島及びユーラシア大陸と陸続や孤立を繰り返してきた独特の歴

第9章 自然環境の保全

史を有していること、南方系生物が分布するほぼ北限に位置することから、固有種、固有亜種を含む貴重な動植物が数多く生息・生育し、各島々や地域の自然条件に応じた多様な自然がみられることも特徴とされています。本県の文化と生活はこのような自然環境のもとで築きあげられたものですが、他方、こうした島しょ性の自然は人間活動の影響を受け易く、特に近年の社会構造の急激な変化により大きな圧迫を受けて、衰退・単調化の一途をたどっています。

県では、無秩序な自然破壊を防止するため、健康で快適な生活環境は地域の特性に応じた多様な自然環境を基盤として創出、維持されるものであるとの認識の下に、昭和48年に「沖縄県自然環境保全条例」を制定し、昭和50年に「沖縄県自然環境保全基本方針」を定め、自然環境保全の方向づけと制度の整備を行いました。

1 自然環境保全地域の指定【自然保護課】

(1) 県指定の自然環境保全地域

本県のすぐれた自然を有する地域のうち、自然的・社会的条件からみて、特に保全が必要とされる地域を適正に保全していくため、沖縄県自然環境保全条例第17条の規定に基づき、「自然環境保全地域」として指定するもので、現在11地域約951haを指定しています。

(2) 国指定の自然環境保全地域

自然環境保全法第22条に基づき、環境省が指定する「自然環境保全地域」として、竹富町西表島の崎山湾・網取湾自然環境保全地域1,077haが指定されています。

この海域は、アザミサンゴの巨大な群体を始め、海中生物相が豊かで自然度が高く、我が国では唯一の「海域特別地区」となっています。

2 エコツーリズムの推進【自然保護課、観光振興課】

亜熱帯海洋性気候の下、本県には多くの貴重な固有生物が生息・生育し、その知名度は国内外でも非常に高く、毎年多くの観光客が訪れています。

そのような中、参加・体験型の旅行形態や環境問題への関心の高まりを受けて、地域の自然環境や文化などについて知識を有するガイドから案内や説明を受け、自然環境の保全に配慮しながら、その地域が有する自然や文化にふれあい、学び、理解を深めるための活動であるエコツーリズムが注目を集めています。

自然保護への理解を深めるエコツーリズムに関心が集まる反面、自然環境の保全や地域住民の生活・文化などへの配慮に欠けた事業者等による自然環境の劣化が懸念されています。この課題に対応するため、エコツーリズムの推進と同時に、自然環境の保全や地域住民の生活・文化などへの配慮事項を定めた事業者間の自主ルール（保全利用協定）の締結・実践地域を拡大することを目的として、保全利用協定制度の普及に取り組んでいます。

保全利用協定の認定の状況

令和7年3月31日現在で県知事認定を受けている保全利用協定は、以下の4地区です。

①認定第10号 謝名瀬地区保全利用協定

初認定：令和3年8月

活動内容：ダイビング及びシュノーケリング

事業者数：13事業者

②認定第11号 保良クバクンダイ鍾乳洞保全利用協定

初認定：令和4年8月

活動内容：カヤックを使用した自然観察及び鍾乳洞内の観察

事業者数：8事業者

③認定第12号 白保サンゴ礁地区保全利用協定

初認定：令和6年5月

活動内容：シュノーケリング、カヤックを使用した自然観察、浅瀬や干潟における自然観察、
伝統的な漁業体験及び海岸や集落の散策

事業者数：10事業者

④認定第13号 大浦川地区保全利用協定

初認定：令和6年9月

活動内容：カヤック、スタンドアップパドルボード及び散策等での自然観察

事業者数：6事業者

3 世界自然遺産登録【自然保護課】

平成15年に国が設置した「世界自然遺産候補地に関する検討会」において「知床」、「小笠原諸島」とともに「琉球諸島」が世界自然遺産の登録基準を満たす可能性が高い地域として選定されました。選定理由としては、「大陸との関係において独特の地史を有し、多くの希少種・固有種を含む多様な動植物の生息・生育地となっている。」ことがあげられています。

平成25年には琉球諸島の生態系等に知見を有する有識者からなる科学委員会において、具体的な候補地として奄美大島、徳之島、沖縄島北部（やんばる地域）、西表島が選定されました。

平成28年4月の西表石垣国立公園の大規模拡張や同年9月のやんばる国立公園の新規指定等によって遺産を保護担保する措置が整ったことを受け、平成29年2月に世界遺産登録に係る推薦書を国からユネスコに提出しましたが、諮問機関 IUCN（国際自然保護連合）による審査の結果、平成30年5月に登録「延期」が適当であると勧告されました。

しかしながら、遺産登録の可能性が十分にあることが示されたことから、確実かつ早期の世界自然遺産登録の実現を図るため、国において一旦推薦書を取り下げ、IUCN 勧告において示された課題に対応した上で、平成31年2月に推薦書を再提出しました。

令和元年10月には IUCN による現地調査が行われ、令和3年7月26日に開催された第44回

第9章 自然環境の保全

世界遺産委員会において、日本の世界自然遺産としては5番目に、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が登録されました。

県では、世界的にも貴重で稀な沖縄の自然を次世代へ引き継いでいけるよう、登録後も引き続き、外来種対策や希少種保護、観光管理等の自然環境の保全に向けて取り組んでいます。

4 ラムサール条約登録湿地【自然保護課】

国際的に重要な湿地の保全を推進するため、ラムサール条約の第11回締約国会議にあわせて、平成24年に、県内から与那覇湾が登録されました。現在、沖縄県内のラムサール条約登録湿地数は5か所となっています。

5 温泉の許可【自然保護課】

温泉法に基づいて、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする場合、温泉のゆう出路を増掘する場合、温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする場合、温泉の採取を行おうとする場合及び温泉を公共の浴用及び飲用に供しようとする場合に係る許可を行っています。現在利用許可を受けている施設は32か所です。

第3節 野生生物の保護【自然保護課】

1 鳥獣保護区等の設定

(1) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は野生鳥獣の積極的な保護増殖を図ることを目的とした地域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と県知事が指定する県指定鳥獣保護区があり、これまでに指定したか所は国指定鳥獣保護区が11か所、県指定鳥獣保護区が16か所の計27か所となっています。

(2) ガンカモ類の生息調査

ガンカモ類（ハクチョウ、ガン、カモ）の冬季の生息状況を把握するため、毎年1月中旬に全国一斉調査の一環として実施しています。

令和6年度の県内の調査結果は次のとおりです。

調査年月日	一斉調査日：令和7年1月12日 ※調査員が一斉調査日に実施が困難な場合は、令和7年1月5日～19日のいずれかに実施。
観察総数	カモ類 15種 3,227羽 ガン類 2種 10羽 ハクチョウ 1種 2羽
調査か所数	272か所
調査員数	27名

2 鳥獣保護対策の推進

(1) 傷病野生鳥獣救護事業

県においては、負傷等により自力で生息できない野生鳥獣について、野生鳥獣の保護及び保護思想の普及啓発を図る目的で傷病野生鳥獣救護事業を実施しています。野生鳥獣の保護、適切な治療を行うため、県獣医師会の協力を得て、令和6年度は県内21名の野生動物救護獣医師（野生動物ドクター）が従事するとともに、県内5か所の救護施設（日本野鳥の会やんばる支部、宮古野鳥の会、NPO法人どうぶつたちの病院、カンムリワシリサーチ、沖縄県動物愛護管理センター）で実施しています。令和6年度は延べ366個体の傷病野生鳥獣を受け入れました。

(2) 鳥獣保護管理員の配置

県では、鳥獣保護事業の実施に関する補助業務（鳥獣保護区の巡回や管理等）を行うため、各市町村長や野鳥の会等の推薦を受けて鳥獣保護管理員を委嘱し、令和6年度は35名を配置しています。

(3) 鳥獣の捕獲及び飼養等の規制

国内で生息する野生鳥獣の捕獲は原則として禁止されています。鳥獣を捕獲するときは許可を受けて捕獲し、飼養するときは知事（市町村長）の発行する飼養登録票の交付を受ける必要があります。令和6年度の飼養登録実績はメジロが87羽となっています。

なお、愛玩飼養を目的とする鳥獣の捕獲許可は、メジロに限り、一世帯一羽となっていました。第11次鳥獣保護事業計画（平成24～28年度）から原則として許可しないこととし、第13次鳥獣保護事業計画（令和4～8年度）でも同様の方針としています。

(4) 鳥獣保護思想の普及啓発

県では、自然環境の豊かさの象徴である野鳥について県民の関心を高めるため、愛鳥週間（毎年5月10日～16日）において、パネル展等各種行事を催し、野鳥保護思想の普及啓発に努めています。

また、タカ科に属するサシバは、毎年寒露（10月8日）の頃になると大群を形成し一斉に南下し、越冬地である東南アジア方面への渡りの途中、休息のため宮古諸島、特に伊良部島・下地島を中心に飛来することから、秋の訪れを告げる風物詩として私たちの生活・文化と深く関わってきました。そのため、県では、飛来数調査を実施し、サシバ等渡り鳥の保護思想の普及啓発に努めています。

3 外来種対策（マングース対策等）

沖縄島北部の豊かな生態系を保全し、希少な野生生物を保護するために、環境省と連携して、平成12年度から北部3村（国頭村、東村、大宜味村）において、特定外来生物に指定さ

第9章 自然環境の保全

れているマングースの駆除を実施しています。平成17年度以降は、マングースの生息密度の高い中南部地域からのマングースの侵入を防止する目的で、マングース北上防止柵（第一・第二・第三）を大宜味村塩屋から東村福地ダムとのライン以南に順次設置しており、令和2年度から柵間は沖縄県、北上防止柵以北は環境省の分担としています。令和6年度は柵間で260頭を捕獲しています。

また、外来種対策を推進するための方針を示した沖縄県外来種対策指針等を策定し、マングースに加えて、グリーンアノール、インドクジャク、タイワンスジオ、タイワンハブ、ニホンイタチ等既に定着して生態系に悪影響を及ぼしている17種について重点対策種に指定し、駆除事業に取り組んでいます。国頭村奥・辺戸に生息していたノヤギについては、令和5年度に排除し、令和6年度も継続してモニタリングを行いましたが、新たな個体は確認されていません。

また、未定着ではあるものの、侵入・定着した際に影響が大きいヒアリ等の6種について重点予防種に指定し、モニタリングを行っていますが、令和6年度末時点で侵入・定着は確認されていません。

4 狩猟の適正化

狩猟を行うには、狩猟免許を所持するなどの一定の資格が必要です。この制度の目的は、狩猟を適正化することによって、鳥獣の保護と人身等の危険等を防止することであり、狩猟のできる鳥獣の種類、期間、場所及び狩猟方法等いろいろな規制があります。

(1) 狩猟免許等

狩猟者の資質向上を図る必要から、毎年狩猟免許試験と講習会を実施しています。狩猟に関する適性、技能及び知識を有することが、狩猟免許の要件です。

(2) 狩猟免許と狩猟者登録

狩猟免許の種別は、網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟の4種類があり、県が実施する狩猟免許試験に合格した者でなければ、狩猟免許を取得することができません。また、実際に狩猟するためには、狩猟免許取得後、毎年、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に狩猟者の登録を行うこととなります。

令和6年度時点での狩猟免許取得件数は1,363件、狩猟者登録件数は667件で、また、当該年度に交付した狩猟免許交付件数は新規が132件、更新が407件となっています。

(3) 被害防止の目的の捕獲

野生鳥獣が農林水産物などに被害を与えた場合や生活環境を悪化させた場合又はそれらのおそれがあり、他の被害防除対策を実施しても被害が防止できないと認められる場合においては、有害鳥獣として知事の許可を得て、野生鳥獣の捕獲を行うことができることになっています。

なお、平成20年2月に施行された鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防除計画を作成し、捕獲許可の権限委譲を受けている市町村の場合は、市町村長の許可を得て、野生鳥獣の捕獲を行うことができることになっており、令和6年度末で国頭村、東村、大宜味村、名護市、本部町、今帰仁村、伊江村、宜野座村、恩納村、金武町、伊是名村、伊平屋村、うるま市、中城村、渡嘉敷村、座間味村、久米島町、宮古島市、石垣市、竹富町の20市町村が権限委譲を受けています。

本県における被害防止の目的の捕獲は、市町村又は農業協同組合等が実施主体となり、猟友会等の協力を得て実施しています。

被害防止の目的の捕獲の主な対象鳥獣は、イノシシ、マングース、ハシブトガラス、タイワンシロガシラ、ドバト、クジャクであり、令和6年度の有害鳥獣捕獲実績は、獣類3,302頭、鳥類16,947羽、鳥類の卵445個となっています。

5 海域生態系の保全

(1) 海域公園地区におけるサンゴ礁保全対策

県内の国立、国定公園では、海域201,033ヘクタールが公園区域に含まれ、その海域のうち25地区約24,339ヘクタールが海域公園地区に指定されています。海域公園地区は、西表石垣国立公園内において竹富タキドゥングチ、竹富シモビシ、黒島キャングチ、新城島マイビシ、平久保、川平石崎、米原、白保等の23か所、また、慶良間諸島国立公園では1か所が、沖縄海岸国定公園内においては沖縄海岸の1か所が指定されており、これらの地区では美しいサンゴ等の海中景観が広がっています。

当該海域において、海中景観の構成要因である造礁サンゴを食害するオニヒトデが昭和45年頃から異常に発生し、サンゴの生息は危機的状況にありました。こうした状況に対処するため、昭和49年度から平成11年度までの25年間環境省（庁）の補助を得て、事業総額3億6,326万2千円を投じ、215万7,815匹のオニヒトデを駆除しました。

平成12年度からは環境省の補助金が廃止となり、従前の規模での駆除事業実施が困難な状況となったことから、国定公園の海域公園地区における海中景観の保護を目的に「沖縄海岸国定公園におけるサンゴ礁モニタリング調査」を実施しました。

また、平成15年度から平成17年度には、沖縄海岸国定公園海域公園地区の良好な海中景観の保全・復元及び創造の方法を検討するため「沖縄海岸海中公園地区景観保全調査」を実施しました。

(2) 総合的なサンゴ礁保全対策

平成13年末から沖縄島周辺及び慶良間諸島周辺海域において、オニヒトデが大量に発生し、サンゴ礁が危機的な状況になったことから、平成14年度から沖縄特別振興対策調整費を活用し、オニヒトデの発生状況やサンゴの生息状況などの状況把握を行うとともに、国、県及び市町村関係行政機関、学識経験者、漁業者、ダイビング業者等の関係団体に構成する

第9章 自然環境の保全

「オニヒトデ対策会議」を設置し、総合的なサンゴ保全対策に取り組んできました。

これまでの取組としては、慶良間海域の5か所を優先的に保全を図る「最重要保全区域」と定めて集中的な保全対策を実施するとともに、宮古海域や八重山海域においても各7か所を重要サンゴ礁海域に選定し同様の対策を実施しました。平成18年度は、保全活動の労力や費用の負担軽減を図るためオニヒトデ進入防止柵による負担軽減効果の検証及び地域の実情に応じた費用負担のあり方に関する調査を実施し、平成14年度から平成18年度までに173,673個体のオニヒトデを駆除しています。加えて、平成24年度からは、沖縄振興特別推進交付金を活用し、オニヒトデの総合的対策を検討するため、オニヒトデ大量発生メカニズム解明に向けた調査研究を実施しています。また、恩納、宮古、八重山海域にてオニヒトデ駆除を実施する団体へ補助金を交付し、平成24年度から平成26年度にかけて計55,122匹を駆除しています。

(3) 官民協働のサンゴ礁保全対策の推進

サンゴ礁が減少している要因には、白化現象、赤土等の流出、オニヒトデの大量発生等様々であり、サンゴ礁を保全していく上で、行政、事業者、NPO、企業等多様な主体が連携して取り組んでいく必要があります。そのような状況から平成20年度に多様な主体が参加する全県的・横断的な組織として、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の立ちあげを行うとともに、地域への支援策としてサンゴ礁保全活動プログラム集やサンゴ移植マニュアルを作成しています。

(4) サンゴ礁の現状把握

全県的なサンゴ礁の現状を把握することを目的に、平成21年度から沖縄特別振興対策調整費を活用し、沖縄県内の島々すべての沿岸域において、サンゴ被度などサンゴ群集に関する調査と食害生物や赤土等堆積概況などサンゴのかく乱要因に関する調査を実施しました。平成21年度に沖縄島周辺、平成22年度に慶良間地域、久米島地域、八重山地域、その他地域、平成23年度に沖縄島周辺離島地域、宮古地域、大東地域、波照間地域を調査するとともに、文献資料などから、サンゴ礁のかく乱要因に関する変遷を分析し、サンゴ礁の現状及びそのかく乱要因に関する情報を整備しました。

(5) サンゴ礁の再生実証事業

サンゴ礁生態系の衰退が懸念されていたことから、効果的・効率的にサンゴ礁を再生させる手法の検討を図るため、平成23年末より、沖縄特別振興対策調整費、沖縄振興特別推進交付金を活用し、面的広がりのあるサンゴ群集の再生を目指し、恩納村海域、読谷村海域、慶良間海域でサンゴの植付け実証事業を実施しています。平成23年度から平成24年度は、生物多様性に配慮したサンゴ群集再生のために必要な基礎的知見の集約と技術の試行・検証を行い、効果的・効率的なサンゴ群集の再生手法について検討しました。平成25年度以降

は植付けの面的拡大の実証を図ることとし、サンゴ種苗の植付けを強化しています。平成28年度までに、全体で3.42haの海域に累計151,314本のサンゴ種苗の植付けを実施しています。

(6) サンゴ礁の保全再生地域モデルの構築

確立されたサンゴ種苗の大量生産技術や遺伝的多様性に配慮した植付け手法等の沖縄県内各地域への普及には、地域が継続してサンゴ礁保全再生活動を実施出来る体制の構築やサンゴ種苗の生産、中間育成、植付け等に係る費用の低コスト化、高海水温等の影響によるサンゴの白化現象の回避・低減を図る技術開発、人為再生されたサンゴ群集の海域生態系への影響の検証についての科学的知見の充足など、乗り越えなければならない課題があります。そこで、平成29年度から令和3年度にかけて、これらの課題の解決を図るとともに、恩納村と久米島町をモデル地域として選定し、地域が主体となりサンゴ礁保全再生活動を継続的に実施できる体制の構築に取り組みました。令和4年度からは新たな地域における体制の構築に取り組んでおり、令和5年度にはうるま市平安座島、宮古島市伊良部島においてサンゴ礁保全再生活動を継続的に実施できる体制が発足しています。

(7) オニヒトデ大量発生予測手法の普及

大量発生してからの対策では防除が困難であった過去の経験から、大量発生したオニヒトデの食害によるサンゴの被害を未然に防ぐことが必要です。そこで、平成29年度まで実施していたオニヒトデ総合対策事業において、オニヒトデの子供、いわゆる稚ヒトデをモニタリングすることにより、約2年後のオニヒトデの大量発生を予測する手法を開発し、平成30年度から実施しているオニヒトデ対策普及促進事業では、その大量発生予測手法の全県的な普及に取り組んでいます。令和4年度から実施しているサンゴ礁保全・再生総合対策事業（オニヒトデ対策）では、引き続き大量発生予測手法の普及に取り組んでいるほか、大量発生が予察された時の対策を行う体制づくりについて検討を行っています。

6 希少野生動植物の保護

本県には、多くの希少動植物が生息・生育しています。しかし、レッドデータおきなわ（第3版）では、県内で絶滅のおそれのある野生生物が2,014種にのぼることが示されています。減少の一因には、乱獲があるほか、本県の生物多様性の脅威となる外来種も確認されており、人や物の移動が盛んになる中で外来種の侵入リスクも高まっています。

そこで、希少野生動植物の保護や外来種による希少野生動植物に係る生態系への被害の防止を図ることにより、生物多様性が確保された良好な自然環境を保全し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、沖縄県希少野生動植物保護条例を制定し、令和2年11月より全面施行しています。

第9章 自然環境の保全

(1) 指定希少野生動植物種

希少野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があるものを「指定希少野生動植物種」として47種を指定しており、捕獲すること等を規制しています（令和7年3月31日時点）。

(2) 指定外来種

外来種のうち、希少野生動植物種に係る生態系に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある動植物の種を「指定外来種」として9種を指定しており、野外に放つこと等を規制しています（令和7年3月31日時点）。

(3) 保護増殖事業計画

指定希少野生動植物種のうち、ナゴラン、オキナワヤマタカマイマイ及びシラユキヤマタカマイマイは、種の存続が危ぶまれていることから、令和7年3月にそれぞれの保護増殖事業計画を策定し、保護増殖に取り組んでいます。

(4) ジュゴンの保護について

ジュゴンは、インド洋や太平洋の熱帯、亜熱帯の海域に分布し、沖縄周辺海域が世界的分布の北限とされています。

ジュゴンは鳥獣保護管理法で捕獲禁止の鳥獣となっているほか、文化財保護法による国の天然記念物としての指定、水産資源保護法による採捕禁止、ワシントン条約において取引が規制されています。

県においては、平成28年度からジュゴン保護対策事業において生息状況調査等を行っており、令和3年10月には沖縄県希少野生動植物保護条例に基づく「指定希少野生動植物種」に指定しています。

第4節 自然公園【自然保護課】

1 本県の自然公園の概要

自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があります。

国立公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が指定します。

国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、関係都道府県知事の申出により環境大臣が指定します。

都道府県立自然公園は、都道府県の優れた自然の風景地であって、知事が指定します。

現在、本県では、西表石垣国立公園、慶良間諸島国立公園、やんばる国立公園、沖縄海岸国定公園、沖縄戦跡国定公園、久米島県立自然公園、伊良部県立自然公園、渡名喜県立自然公園、多良間県立自然公園の9つの自然公園があります。

これらの自然公園では、優れた自然景観の保護のため、建物の建築や木の伐採、土地の形状変更、広告物の掲出等の行為が規制されています。

開発行為を行う場合には、国立公園は環境大臣、国定公園及び県立自然公園は知事への許可申請又は届出が必要です。

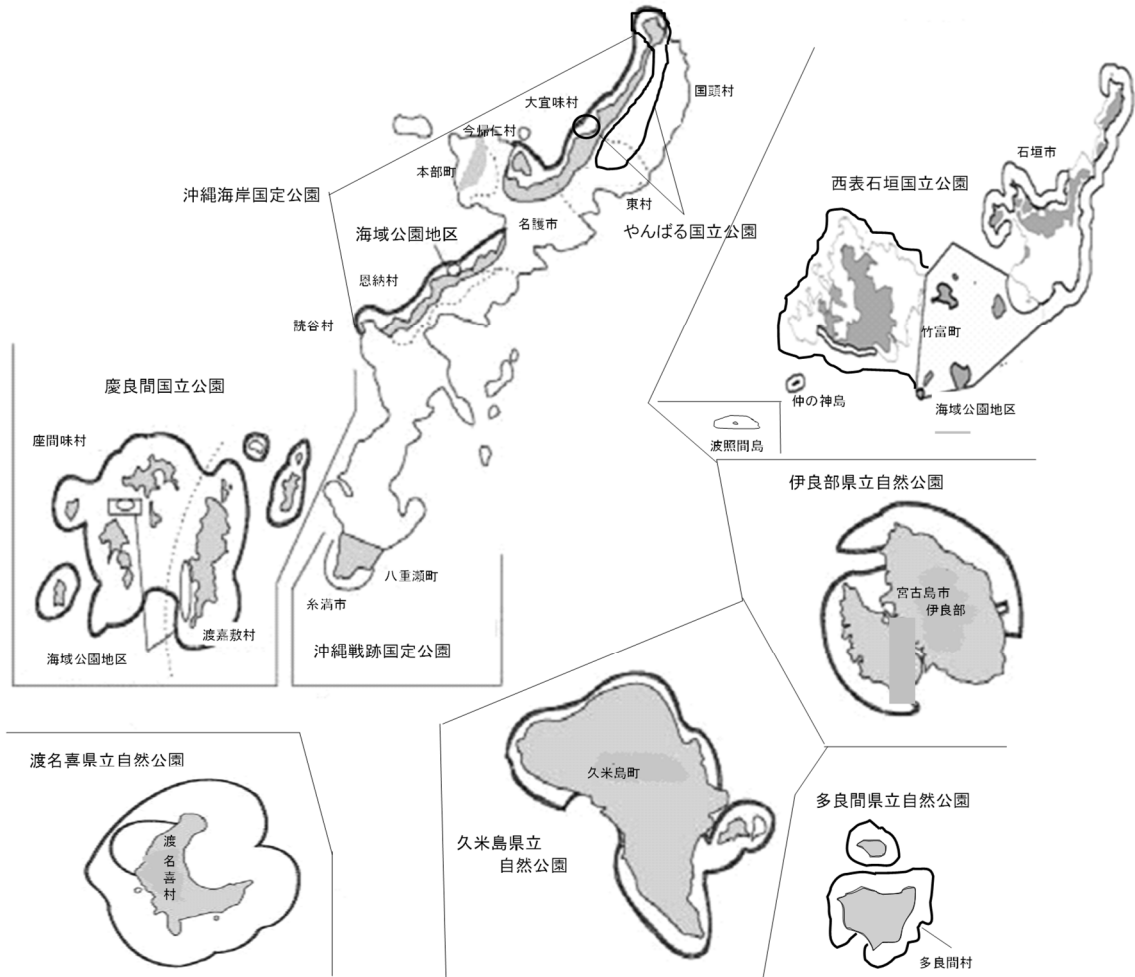


図9-3-1 自然公園区域

(1) 西表石垣国立公園

西表石垣国立公園の区域は、西表島及び石垣島の一部、西表島と石垣島の周辺離島及び周辺海域を合わせた 124,720 ヘクタール（陸域 40,658 ヘクタール、海域 84,062 ヘクタール）です。

西表山地部のイタジイ、タブ、オキナワウラジロガシ等に代表される亜熱帯照葉樹林河川の塩沼地のマングローブ林は、我が国でも最も広く、しかも原始性にすぐれています。

また、我が国最大のサンゴ礁海域（石西礁湖）を擁するなど、海域景観にもすぐれた公園であり、竹富島タキドングチ・石西礁湖北礁・ヨナラ水道をはじめとして 23 か所の海域公園地区が指定されています。

第9章 自然環境の保全

(2) 慶良間諸島国立公園

慶良間諸島国立公園の区域は、慶良間諸島及びその周辺海域を合わせた 93,995 ヘクタール（陸域 3,520 ヘクタール、海域 90,475 ヘクタール）です。

慶良間諸島は、多様なサンゴが生育する海、ザトウクジラの繁殖海域、透明度の高い慶良間ブルーの海、多島海の景観、サンゴ砂の白い砂浜、悠久の大地の歴史を刻む地形地質、多様な生きものがみられる亜熱帯生態系を有する地域であり、全国 31 番目の国立公園として指定されました。

(3) やんばる国立公園

やんばる国立公園の区域は、国頭村、大宜味村、東村の一部及びその周辺海域を合わせた 21,022 ヘクタール（陸域 17,352 ヘクタール、海域 3,670 ヘクタール）です。

やんばる地域は、国内最大級の亜熱帯照葉樹林が広がり、ヤンバルクイナやノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネなどの多くの希少動植物が生育・生息する世界的にもまれな動植物を育むこの森の生物多様性の豊かさが高く評価され、全国 33 番目の国立公園として指定されました。

(4) 沖縄海岸国定公園

沖縄海岸国定公園の区域は、読谷村残波岬から名護市世富慶までの海岸沿いと、嵐山及び屋我地島を含めた羽地内海から辺戸岬手前までの海岸一帯、名護岳を含めた区域、そして本部町山里地区及び今帰仁村今泊地区を中心とする地域一帯を合わせた、15,857 ヘクタール（陸域 4,872 ヘクタール、海域 10,985 ヘクタール）の区域です。

当該国定公園は、沖縄諸島の中央に位置し、珊瑚礁に縁取られた広大な海岸線と円錐カルストと呼ばれる特異な地形景観が広がっている本部半島の一部から成り、亜熱帯地域の代表的な自然の風景地として国定公園に指定されました。

(5) 沖縄戦跡国定公園

沖縄戦跡国定公園の区域は、糸満市摩文仁を中心とする糸満市、八重瀬町の一部及びこれらの地先海域を含めた 5,059 ヘクタール（陸域 3,127 ヘクタール、海域 1,932 ヘクタール）です。

公園指定の趣旨は、第二次世界大戦における日米両国の激戦地として知られている本島南部の戦跡を保護することにより、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20 万余りの戦没者の霊を慰めるとともに、延長 11 キロメートルにおよぶ雄大な海蝕崖景観の保護を目的に設けられた公園で、戦跡としての性格を有する国定公園としては我が国唯一のものです。

(6) 久米島県立自然公園

久米島県立自然公園の区域は、久米島のほぼ全域とその周辺海域を含む 11,868 ヘクタール（陸域 6,125 ヘクタール、海域 5,743 ヘクタール）です。

久米島は島の随所に優れた景勝地を擁するとともに、歴史的、文化的遺産や風土的景観にも恵まれ、島全体が自然度を高く保有し自然公園的な環境を備え持つ特徴的な島であり、その自然的、社会的諸条件は多島県である本県を代表するに足る島嶼の一つであるということから、県立自然公園に指定されています。

(7) 伊良部県立自然公園

伊良部県立自然公園の区域は、伊良部島と下地島のほぼ全域とその周辺海域を含む 5,739 ヘクタール（陸域 3,415 ヘクタール、海域 2,324 ヘクタール）です。

両島は、隆起サンゴ礁の特徴的な地形である海蝕崖や岩礫で構成され、その規模は本県においても有数のもので、特に下地島には、県天然記念物に指定された「通り池」に代表されるような鍾乳洞が崩壊してできた大小の池が散在し、テリハクサトベラやアダンなどの隆起サンゴ礁植生が発達する優れた風景地となっています。

また、伊良部島と下地島の間に入江は、多くの小湾からなり本県では類のない地形景観を示し、河口域以外でマングローブが生育する干潟としても特異な自然環境を形成しています。

(8) 渡名喜県立自然公園

渡名喜県立自然公園の区域は、渡名喜島のほぼ全域とその周辺海域を含む 1,602 ヘクタール（陸域 342 ヘクタール、海域 1,260 ヘクタール）です。

渡名喜島は、古生代二畳期（約 2 億 5 千万年前）の千枚岩や石灰岩、その他の地層が分布しており、いたる所で奇岩が露出するダイナミックで独特な景観を有しています。

また、台風を避けるために道路より低く掘り下げられた屋敷や、集落から丘陵へかけてのツブキ、カワラナデシコ、テリハノイバラ、キバナノヒメユリ等の植生など、優れた風景地となっています。

(9) 多良間県立自然公園

多良間県立自然公園の区域は、多良間島と水納島のほぼ全域とその周辺海域を含む 5,300 ヘクタール（陸域 2,153 ヘクタール、海域 3,147 ヘクタール）です。

陸域においては、貴重な抱護林や大木の繁る自然豊かな森と御嶽、自然井戸等が残されており、優れた自然景観と生物多様性豊かな自然環境を有しています。

また、海域においては多良間島、水納島ともに多数の海洋生物が見られる健全なサンゴ礁が発達しています。

表 9-4-1 本県の自然公園面積

令和6年3月31日現在（単位：ha）

公園名	陸域面積				海域面積			合計	指定 年月日
	特別 保護 地区	特別 地域	普通 地域	計	海域 公園 地区	普通 地域	計		
西表石垣国立公園	5,181	28,819	6,658	40,658	15,923	65,574	81,497	122,155	S47.4.18
慶良間諸島国立公園	305	2,962	253	3,520	8,290	82,185	90,475	93,995	H26.3.5
やんばる国立公園	3,009	13,312	1,031	17,352	—	3,670	3,670	21,022	H28.9.15
沖縄海岸国定公園	72	2,290	2,510	4,872	126	10,859	10,985	15,857	S40.10.1
沖縄戦跡国定公園	29	521	2,577	3,127	—	1,932	1,932	5,059	S40.10.1
久米島県立自然公園	—	3,383	2,742	6,125	—	5,743	5,743	11,868	S58.5.30
伊良部県立自然公園	—	562	2,853	3,415	—	2,324	2,324	5,739	H7.9.1
渡名喜県立自然公園	—	251	91	342	—	1,260	1,260	1,602	H9.9.1
多良間県立自然公園	—	332	1,821	2,153	—	3,147	3,147	5,300	H23.3.29
合計	8,596	52,432	20,536	81,564	24,339	176,694	201,033	282,597	

2 自然公園の保護管理

適正な管理運営を行うため、自然公園ごとに公園計画を定めており、公園計画に基づいて自然公園内の規制の強弱（地種区分）や施設の配置等を決めています。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

無秩序な開発や利用の増大に対して、公園内で行うことができる行為を規制することで自然景観の保護を図る計画です。

規制される行為の種類や規模は公園の地種区分に応じて定められ、自然環境や利用状況を考慮して特別保護地区、第1種～第3種特別地域、海域公園地区、普通地域の6つの地種区分を設けています。

なお、特別保護地区、第1種～第3種特別地域、海域公園地区において、工作物の新築や木竹の伐採、土地の形状変更などの行為をする場合は、環境大臣または県知事の許可を受ける必要があります。

イ 利用規制計画

特にすぐれた景観地において、適正な利用と周辺の自然環境の保護を図るために利用の増大に対処するための計画です。

具体的には、対象地区の利用現況と適正な利用のあり方を踏まえ、利用の時期、方法な

どについて、特別に調整し、制限し、禁止する必要がある事項について定めるもので、例としては、対象地区へのマイカー等の乗り入れ規制などがあります。

(2) 施設計画

ア 保護施設計画

景観または景観要素の保護及び利用上の安全を確保するために必要な個々の施設の配置と整備方針を定める計画です。

具体的な施設としては、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防、防火施設、自然再生施設があります。

イ 利用施設計画

自然公園の積極的な利用の増進を図ることを目的として、計画的に施設の整備を行うことにより、利用者を誘導するため、適正な利用施設の配置と整備方針を定める計画です。

具体的な施設としては、園地、宿舎、休憩所、野営場などがあります。